

～ 山村活性化支援交付金 ～

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在しています。近年、都市住民を中心に、ゆとり、やすらぎの場としても山村の評価が高まっているところです。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要です。
- 地元の所得や雇用の増大に向け、薪炭・山菜といった山村の豊かな地域資源等の潜在力を再評価し、それら地域ぐるみで活用するための取組を支援します。

※ 本事業は、ソフト活動を支援するものです。

支援内容

補助率：定額（1地区当たり上限 1,000万円）

- 地場の農林水産物やその加工品など山村の魅力ある**地域資源の賦存状況、利用形態等の調査**を支援します。

- ・地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査
- ・農林水産業に関連する地域の人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査等



現地での調査

- 地域資源を地域ぐるみで活用するための**合意形成、組織づくり、技術研修**などの人材育成を支援します。

- ・農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査
- ・実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催
- ・活動計画づくりに向けた調査・検討
- ・取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等



合意形成・計画づくり

- 特色ある**地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上**等を図る**取組の試行実践**を支援します。

- ・地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査
- ・その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践
- ・ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信
- ・商品パッケージ等のデザイン検討等



地域製品の加工
及び商品化

事業要件

- 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化に向けた取組であること。
- 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること。
(所得や雇用の増大に関する目標を設定)
- 農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組であること。

<地域資源の活用イメージ>

・エネルギー資源
(薪炭、間伐材等)
の利用体制の整備



・食材 (山菜、きのこ、
伝統野菜等)を活用した
新商品の開発



・伝統工芸品
(木工品、竹細工等)
の新たな需要創出



事業実施主体

振興山村を有する市町村 又は
振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

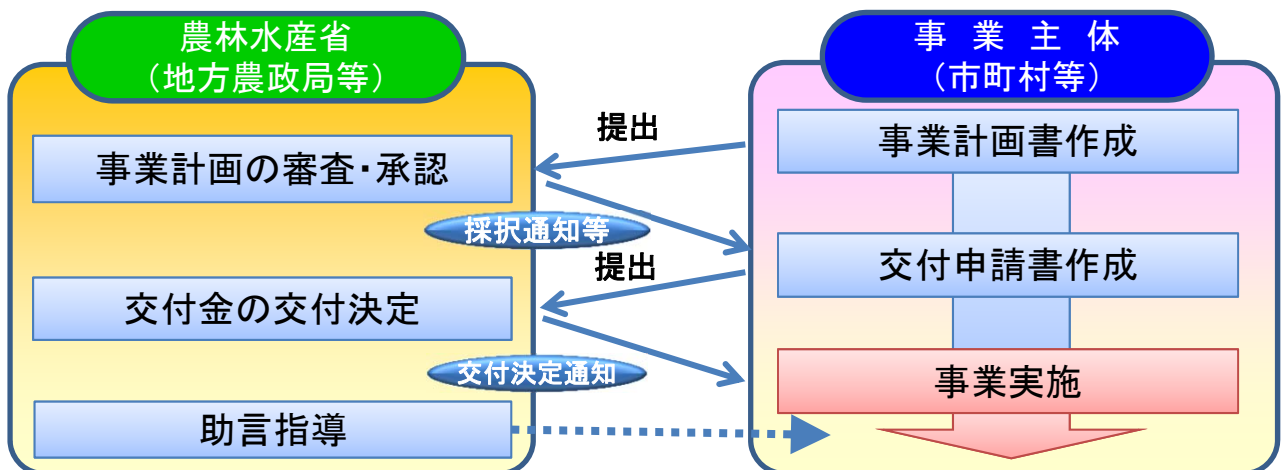
対象地域

山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

事業実施期間

原則3年間が上限

事業の申請手続き等



詳細につきましては、以下にお問い合わせください。

- 農林水産本省農村振興局中山間地域振興課 : 03-3502-6005
- 地方農政局地域整備課
(東北):022-221-6293 (関東):048-740-0487 (北陸):076-232-4726
(東海):052-223-4639 (近畿):075-414-9553 (中国四国):086-224-9422
(九州):096-211-9783